

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日	令和 7 年 6 月 24 日（火）（第 2 回定例会）			
時	午後 2 時 8 分 開議（ 休 憩 な し ） 午後 2 時 33 分 散会			
場 所	第 1 委員会室			
出席委員	前 田 健一郎	田 畑 直 子	岳 田 雄 亮	桜 井 秀 夫
	伊 藤 隆 広	三 井 美和香	柊 澤 洋 平	亀 井 琢 磨
	盛 田 眞 弓	森 山 和 博	小松崎 文 嘉	
正副議長	松 坂 吉 則（議長） 川 合 隆 史（副議長）			
担当書記	石 黒 薫 子 岡 田 昌 樹			
説 明 員	副市長 大木 正人			
	総務局			
	総務局長 久我 千晶		総務課長 濱木 功	
	議会事務局			
	議会事務局次長 香取 徹哉		議会事務局次長 寺崎 勝宣	
	総務課長 石井 克幸		議事課長 安西 雅樹	
	調査課長 松木 ゆうき			
協議案件	1 発言の取り消し申し出について 2 追加議案について 3 意見書案について 4 議事の流れについて			
そ の 他	議長発言 委員会視察について			
委 員 長 前 田 健一郎				

午後 2 時 8 分開議

○委員長（前田健一郎君） ただいまから、議会運営委員会を開きます。

傍聴の皆様申し上げます。委員会傍聴に当たっては、委員会傍聴証に記載の注意事項を遵守いただきますよう、お願いいたします。

発言の取り消し申し出について

○委員長（前田健一郎君） それでは、協議に入ります。

初めに、野本信正議員より、6月12日の議事進行発言の一部について、岳田雄亮議員より、18日の一般質問における発言の一部について、それぞれ取り消したい旨の申出が議長に対し提出されております。

発言の取消しにつきましては、明日の本会議におきまして、議長より発言がございますので、御了承願います。

追加議案について

○委員長（前田健一郎君） 次に、追加議案について事務局より説明いたさせます。議会事務局次長。

○議会事務局次長 追加議案につきまして御説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

資料1、追加議案一覧表を御覧いただきたいと思います。

今回追加されます議案は、人事案件5件でございます。

議案第98号は、千葉市人事委員会委員の選任について、議案第99号から第102号までの4議案は、人権擁護委員の推薦についてでございます。

追加議案の取扱いにつきましては、上程いたしまして、提案理由説明の後、本会議を一旦休憩いたしまして、全員協議会での議案研究をお願いいたします。

本会議再開後は、委員会付託を省略し、採決をお願いしたいと存じます。

説明は、以上でございます。

○委員長（前田健一郎君） 御質疑等があれば、お願いいたします。

御発言がなければ、以上のとおり決定いたします。

意見書案について

○委員長（前田健一郎君） 次に、意見書案について御協議願います。

資料2、日本学術会議の改正法の廃止を求める意見書案の修正案を御覧ください。

共産党さんから、議会先例で定める意見書修正案の提出期限以降となりますが、修正案を提出したいとの申出がありましたので、梶澤委員より説明をお願いいたします。梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 日本学術会議の改正法の部分でございまして、提出した当時、まだ法律案は成立しておりませんでしたが、今回6月11日の国会で成立したということで、文言で廃止を求める意見書案で時限修正をさせていただきました。中身の変更は一切ございません。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（前田健一郎君） よろしいでしょうか。

それでは、以上のとおり御了承願います。

続いて、資料２－１、意見書案一覧表の順に検討結果を御報告願います。

まず、１番、高額療養費制度の自己負担限度額を据え置くよう求める意見書案について、自民党さんからお願いいたします。伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 高額療養費制度は、患者の皆様にとって大切な制度でございます。高齢化や高額薬剤の普及等によりその総額は年々増加している状況です。制度を持続可能なものにしていくために、また全世代の被保険者の保険料負担の軽減を図るために、自己負担額も含め、制度の見直しは不可避であると考えることから、本意見書案には賛同いたしかねます。

○委員長（前田健一郎君） 立憲民主・無所属の会さん、亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） 意見書案の中にもありますけれども、この間、患者団体などからの反発を受けて負担上限額の引上げを見送ったということで、改めて本年秋までに在り方を検討するということでもありますので、総理のほうも丁寧なプロセスを積み重ねていくということでありましたので、今後の議論を見守りたいということで、現役世代の負担の在り方等もありますので、賛同いたしかねるという結論になりました。

以上です。

○委員長（前田健一郎君） 公明党さん、桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 意見書案では据え置くと明記されているわけですが、高額療養費については、保険料負担、特に現役世代の保険料の負担軽減等、セーフティーネットの持続可能性などの観点から、年齢ではなく能力に応じた全世代で支え合えるよう政府において再検討されるものと承知しており、限度額を据え置けと断定するのではなく、負担をどのように全体で分かち合う仕組みにしていくのか、そのような観点で注視してまいりたいと思いますので、本意見書案には賛同しかねます。

○委員長（前田健一郎君） ありがとうございます。

２番、暮らしを守るために緊急に消費税を減税するよう求める意見書案についてお伺いします。立憲民主・無所属の会さん、亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） 消費税減税ということで、それを求める声があるのも事実かもしれませんが、食品の部分で求める意見もありますし、全てなのかということもありますし、また恒久的なものなのか、時限的なものなのか、その辺は今各党が今後、参議院選挙もありますけれども、そのような中で争っていくべきものであると思いますので、法人税の引上げとのバランスもありますので、今回につきましては賛同いたしかねるという結論が得られております。

以上です。

○委員長（前田健一郎君） 公明党さん、桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 物価高騰対策としては、賃上げだけではなく、給付と減税の両面から生活支援を議論することが必要と考えますけれども、地方財政にも多大な影響を与える消費税減税について、実施可能時期や財源等について考えが異なることから、本意見書案には賛同しかねます。

○委員長（前田健一郎君） 自民党さん、岳田委員。

○委員（岳田雄亮君） 消費税は年金、医療、介護などの社会保障を安定的に支える重要な財

源です。減税を行えば、将来のサービスニーズが困難になりかねません。また、減税が必ずしも消費喚起につながるとは限らず、財政健全化の観点からも問題があることから、この意見書案に反対します。

○委員長（前田健一郎君） 続きまして、3番、物価上昇に見合う年金支給額の引上げを求める意見書案について、公明党さん、桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） マクロ経済スライドの調整で、令和7年度の年金額は前年度の1.9%プラスの改定となりました。今後も、現役世代の賃金の伸びによってさらなる年金額の上昇を望むものであり、表題については同意できる面があるものの、本意見書案の中身にありますマクロ経済スライドの考え方及びその代替案については、考えが異なりますので賛同しかねます。

○委員長（前田健一郎君） 自民党さん、小松崎委員。

○委員（小松崎文嘉君） 公的年金制度については、制度の持続性を高め、将来世代の給付水準以上の確保を求めるために、保障機能の強化、より安全で効果的な年金積立法の管理及び収集、運用等の所要の措置を講ずる改定案を自民党としては推薦していますので、我が会派としても賛成はできません。

○委員長（前田健一郎君） 立憲民主・無所属さん、亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） 年金制度改革につきましては、6月13日に自民党、公明党、そして立憲民主党の3党で修正案がありまして、基礎年金の底上げ等の措置を取ることや、パート労働者の方の加入ということで、先ほどもお話がありましたけれども、持続可能な制度をどうつくっていくかということが引き続きの課題であるかと思いますので、持続可能という観点から、今回の意見書案には賛同いたしかねるという結論になりました。

以上です。

○委員長（前田健一郎君） 5番、能動的サイバー防御法の廃止を求める意見書案について、自民党さん、岳田委員。

○委員（岳田雄亮君） 能動的サイバー防御は、国家や重要インフラを守るために不可欠な手段です。従来の受動的防御では対処できない高度な攻撃に対応するため、法に基づき適正に適用されます。国際的にも標準的な措置であり、日本だけが廃止すれば安全保障や同盟国との連携に支障を来します。国民の生命と財産を守るためにも、この意見書案には賛同しかねます。

○委員長（前田健一郎君） 立憲民主・無所属さん、亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） 現在、サイバー攻撃やウイルス攻撃、このようなものが非常に問題となって発生しておりまして、そのようなことも顕在化しております。経済活動にも影響が今後出てくることも、非常に懸念されております。

そうした面では、このような対応をしていく必要があると思いますので、賛成はいたしかねますけれども、ただ、記載にありますように、通信の秘密等の侵害のおそれも当然ありますので、この問題に関しましては、会派としては引き続き注視して、また課題として考えていきたいと思いますので、意見書案には賛成いたしかねます。

以上です。

○委員長（前田健一郎君） 公明党さん、桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 今回の法整備は、相次いで来ましたサイバー攻撃による基幹インフラの被害を未然に防ぐものということですのでけれども、国内同士の通信は収集監視の対象外だとい

うことと、またメール本文のようなコミュニケーションに関する情報の分析も対象にしていな
いと政府は説明しております。国会でも与野党6党派でこの修正案を共同提出して採択される
という意味でも、法整備の必要性はかなり明らかだと思しますので、本意見書案については反
対です。

○委員長（前田健一郎君）　ありがとうございます。

6番、刑事デジタル法の廃止を求める意見書案について、立憲民主・無所属の会さん、亀井
委員。

○委員（亀井琢磨君）　今回のこの法は、刑事手続きにおけるデジタル化の導入によって効率
化や迅速化を図るものと理解しております。また、裁判の分野ではオンライン化やデジタル化
が非常に遅れていると言われておりますので、そのようなことで各種手続のオンライン化を促
進していくのだろーと思しますので、反対するものではないかと思しますが、一方で、
日本弁護士連合会も、被告人とかのプライバシーの懸念もあるということでございます。

こちらのほうも、会派としては課題として引き続き注視していきたいと思っておりますので、
意見書案には賛同いたしかねるという結論になっております。

以上です。

○委員長（前田健一郎君）　公明党さん、桜井委員。

○委員（桜井秀夫君）　現行の刑事訴訟法においても、記録命令付差押えという定めが既に
ございますけれども、それは罰則もなく、秘密保持の命令もできないという規定でございま
すので、今回の法改正によって捜査の実効性が高まるものと期待されております。

また、本意見書案内にもあります、いろいろな濫用というような危惧についても、これはあ
くまでも裁判官の令状に基づいて行うものでございますので、意見書案とは認識が異な
ります。

また、国会においても多くの野党の方も賛成していただいておりますので、必要性は明
らかだと思しますので、本意見書案には反対です。

○委員長（前田健一郎君）　自民党さん、小松崎委員。

○委員（小松崎文嘉君）　先ほどのサイバー攻撃の関係と似ているところもあるのです
けれども、懸念点は当然出てきたのですが、野党が修正協議を進めて、秘密保持命令を1
年以内とする規定を追加し、附則にも、できる限り事件と関連のない個人情報の収集を
することのないように留意しなければならないとの記載があります。

このようなことを見ても、我が会派としては賛成できないということです。

以上です。

○委員長（前田健一郎君）　7番、米不足及び価格高騰への対策を求める意見書案
について、公明党さん、桜井委員。

○委員（桜井秀夫君）　要望事項1についてですけれども、これはもう、まさに政府
においても既に小泉農林水産大臣によって緊急対策を講じられて、いよいよ3,000円
台に入ったという報道もされておりましたので、動向、効果を今後も注視したいと思
っております。

要望事項2については、首相が所得補償に前向きな発言をされたという報道は私
たちも承知しておりますが、前回の議会運営委員会で共産党のほうから質問があつた
と記憶しておりますけれども、民主党政権下での戸別所得補償とどのように異なるか
というのは分からないという印象を持っております。

当時、問題視されました対象者の問題、補償水準、そして販売量ではなくて、その面積単位の補償の問題なども極めて不明だと思いましたので、以上のことから賛成しかねるという次第でございます。

以上です。

○委員長（前田健一郎君） 共産党さん、樺澤委員。

○委員（樺澤洋平君） 私どもの会派といたしましても、米不足の深刻な事態打開に向けては、1番目は、今、るる対応を図られている面はありますが、2番目の、今議論もありました価格補償、所得補償の面でございます。これはやはり、今後これを充実させていかないと、農家は安心して従事できないということは明らかだろうと。欧米諸国と比較しましても、日本の直接支援が全く足りていないというのはもう明らかであります。

これは一刻も早くやるべきだという思いもありまして、この意見書案については賛意を示したいと思います。

○委員長（前田健一郎君） 自民党さん、岳田委員。

○委員（岳田雄亮君） 現在の米の価格上昇は一時的な要因によるものであり、政府は既に小泉農林水産大臣の下で備蓄米の放出などの対策を講じています。過度な価格介入は市場の安定を損ね、長期的な需給調整や農業施策に悪影響を及ぼしかねません。持続可能な農業政策の観点から、意見書の提出は時期尚早と考え、反対します。

○委員長（前田健一郎君） 修正案1番、日本学術会議の改正法の廃止を求める意見書案について、自民党さん、伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 独立性、自律性、自主性が損なわれることに対する懸念であると思いますが、法改正により独立性、自律性、自主性というのは高まる内容かと思っておりますので、反対する理由はないと考えます。

学術界における自由な研究が我が国の発展、福祉の向上、世界の平和に寄与することを願って、本意見書案には賛同いたしかねます。

○委員長（前田健一郎君） 立憲民主・無所属さん、亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） 歴史を素直に見つめて、歴史に素直に学べば、この間の学術会議を巡る流れについて異議を唱えることは当然と考えますので、この意見書案に賛成いたします。

以上です。

○委員長（前田健一郎君） 公明党さん、桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 今回の法改正によって、2020年に議論が大きく起きました会員任命の件については、内閣総理大臣は行わないと。また、日本学術会議だけで会員を選考、選任できるようになりました。また、その他の手続においても詳細は日本学術会議に委ねるとされております。

また、この意見書案が出た後ですけれども、今月12日付の日本学術会議会長談話、日本学術会議法案の成立を受けてでは、日本学術会議が示してきた懸念を国が尊重することが附帯決議として明確に盛り込まれているということは極めて重要だと認識評価されているなど、本意見書案が求める廃案ということと当事者の認識とはかなり大きく異なるということから、本意見書案には反対です。

○委員長（前田健一郎君） ありがとうございます。

それでは、今議会運営委員会に提出されました意見書案の協議結果を事務局より報告いたさせます。調査課長。

○調査課長 調査課でございます。協議の結果を報告させていただきます。

1 番から 3 番、5 番と 6 番の意見書案につきましては、全会派反対です。

7 番の意見書案につきましては、共産党が賛成、自民党、公明党が反対です。

修正案 1 の意見書案につきましては、立憲民主・無所属が賛成、自民党、公明党が反対です。報告は、以上となります。

○委員長（前田健一郎君） ただいまの結果、7 番の意見書案は可否同数となります。よって、委員長において採決いたします。

委員長は 7 番の意見書案については反対といたします。

修正案 1 の意見書案も可否同数となります。よって、委員長において採決いたします。

委員長は修正案 1 の意見書案については反対といたします。

今回は過半数が賛成した意見書案はなく、本定例会に意見書案の提出はありません。

議事の流れについて

○委員長（前田健一郎君） 次に、明日の議事の流れについて、事務局より説明いたさせます。議会事務局次長。

○議会事務局次長 明日の議事の流れにつきまして御説明申し上げます。引き続き着座にて失礼いたします。

資料 3、6 月 25 日の議事の流れについてを御覧いただきたいと存じます。

明日は午後 1 時開議でございます。まず諸般の報告の後、1 番、会議録署名人選任の件でございます。

続いて 2 番、各委員長報告、討論、採決でございます。

なお、各委員長報告の最後に、各常任委員長によります所管事務調査の年間調査テーマに関する所信表明がございます。採決につきましては、恐れ入りますが、資料 4、議案・発議及び請願の採決順序を御覧いただきたいと存じます。

採決の 1 回目は、議案第 69 号から記載の 15 議案につきまして、全会派が賛成でございますので、簡易採決でお諮りしたいと存じます。

2 回目は、議案第 77 号から記載の 12 議案につきまして、1 会派が反対でございますので、電子採決システムでお諮りしたいと存じます。

3 回目は、発議第 6 号につきまして、委員長報告は原案否決でございますので、原案について電子採決システムでお諮りしたいと存じます。反対会派は 4 会派及び無所属議員の 2 名でございます。

4 回目は、請願第 2 号につきまして、委員長報告は不採択でございますので、採択送付することについての電子採決システムでお諮りしたいと存じます。反対会派は 4 会派及び無所属議員の 3 名でございます。

以上、4 回に分けて採決いただきたいと存じます。

それでは、恐れ入りますが、再び資料 3、6 月 25 日の議事の流れについてにお戻りいただきたいと存じます。

議案第98号から第102号までの人事案件に係る追加議案の審議でございます。

先ほど御説明申し上げましたとおりでございます。上程、提案理由説明の後、一旦休憩をいたしまして、全員協議会での議案研究、本会議再開後は委員会付託を省略し、全員協議会で決定した方法によります採決をお願いしたいと存じます。こちらが終わりますと、本定例会は閉会でございます。

説明は、以上でございます。

○委員長（前田健一郎君） 御質疑等があればお願いいたします。

なければ、以上のとおりお願いいたします。

議長発言

○委員長（前田健一郎君） 次に、議長より、令和7年第3回定例会の招集日等について発言したい旨の申出が参っておりますので、お聞き取り願います。松坂議長。

○議長（松坂吉則君） 令和7年第3回定例会の招集日について報告させていただきます。

招集日についてでございますが、予定として9月4日木曜日に招集したい旨、市長よりお話がございましたので、報告させていただきます。

会期は、10月2日木曜日までの29日間を予定しております。会期中の日程案につきましては、資料6、令和7年第3回定例会日程案のとおりでございます。

開会前の議会運営委員会ですけれども、9月1日月曜日に開催したいと存じます。

市長主催の代表者会議は、8月29日金曜日に予定されておりますので、お知らせいたします。以上でございます。

○委員長（前田健一郎君） お聞きのとおりでございます。

令和7年第3回定例会の招集日日程について、会派内の周知をよろしくをお願いいたします。

委員会視察について

○委員長（前田健一郎君） 最後に、委員会視察についての御協議をお願いします。

まず、視察の日にちについて御協議願います。

まず、正副委員長案を申し上げます。10月28日火曜日から10月29日水曜日の1泊2日ですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田健一郎君） ありがとうございます。決定させていただきます。

それでは、視察の日にちは10月28日から10月29日までの1泊2日といたします。

なお、視察先につきましては、先方の都合等もございますことから、正副委員長に御一任願います。

以上で委員会視察についての協議を終わります。

以上で議会運営委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後2時33分散会